

第9回認定の公平性に関する評価委員会議事要旨

開催日時：令和8年8月28日(金) 14:00～16:30

場所：独立行政法人製品評価技術基盤機構 本所北2会議室及びTeams会議

出席委員：野田 耕一(委員長、一般財団法人日本規格協会)

浅田 純男(一般財団法人日本品質保証機構)

阿子島 めぐみ(国立研究開発法人産業技術総合研究所

：臼田 孝委員代理)

上東 浩(一般社団法人日本環境測定分析協会)

神田 雅透(独立行政法人情報処理推進機構)

栗田 博司(株式会社日立製作所)

寺家 克昌(一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会)

篠崎 明(一般社団法人ITセキュリティセンター)

菅 孝剛(関東化学株式会社)

菅原 健(株式会社京三製作所)

辻 優輝(一般社団法人日本ガス協会)

芭蕉宮 総一郎(一般財団法人建材試験センター)

平井 淳生(一般社団法人電子情報技術産業協会)

戸澤 互(一般社団法人日本計量振興協会：宮沢 敬治委員代理)

米山 眞梨子(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)

大下 龍蔵(NITE 理事)

丸山 諭史(NITE 適合性評価推進センター 適合性評価戦略課)

計17名(敬称略)

関係者(オブザーバ)：

池田 直也(経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課)

山田 祥大(経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課)

牧野 寛(経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課 基準認証調査広報室)

木地本 直美(経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室)

川井 歩夢(経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課)

熊澤 正朗(環境省 水・大気環境局 環境管理課 水道水質・衛生管理室)

石毛 浩美(NITE 適合性評価推進センター)

事務局：菊池 正浩、大高 広明、剣持 昌之、賀川 可菜子、田中 杏奈
(以上、認定センター(IAJapan))

議題：

1. 前回議事要旨の報告
2. IAJapanの組織の変更について
3. 公平性に対するリスクへの取組結果
4. 認定スキームの開発等について
5. IAJapan認定活動方針及び認定活動目標
6. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要

7. その他

配付資料：

- 資料 0 第 9 回認定の公平性に関する評価委員会議事次第
- 資料 1 認定の公平性に関する評価委員会委員名簿
- 資料 2 第 8 回認定の公平性に関する評価委員会議事要旨
- 資料 3 IAJapanの組織の変更について(非公開)
- 資料 4 ISO/IEC 17011:2017公平性要求事項及びIAJapanの対応
- 資料 5 IAJapanと関連組織・機関・部署との関係 (非公開)
- 資料 6 IAJapan新組織における公平性の確保 (非公開)
- 資料 7 業務機会毎の公平性リスクの特定及び分析結果 (非公開)
- 資料 8 公平性に対するリスクへの取組結果について(非公開)
- 資料 9 認定スキームの開発等について
- 資料 10 IAJapan認定活動方針及び認定活動目標
- 資料 11 マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組について
(非公開)

議 事 内 容：

はじめに

委員会開催にあたり認定センター（IAJapan）認定統括官から挨拶があった。

次に、事務局から、前回の委員会以降に変更のあった委員及び代理出席委員を含めて各委員の紹介を行い、委員各位から挨拶が行われた。また、関係者（オブザーバ）の紹介と挨拶が行われた。

議題 1. 前回議事要旨の報告 [資料 2]

資料 2 に基づき、事務局から前回議事要旨の報告が行われた。

本報告について、委員から特段の意見はなかった。

議題 2. IAJapan の組織の変更について [資料 3]

資料 3 に基づき、事務局から適合性評価推進センターの設置とそれに伴う IAJapan の組織の変更について説明が行われた。

委員からの主な質疑等は次のとおり。

委員：組織改編を通じて、適合性評価推進センターの他部署で適合性評価に関するコンサルティングを強化することは「認証産業活用の在り方検討会」の方向性とも一致しており、認証産業を支援していくためにも良いムーブメントである。一方、認証機関の立場としては、今回の組織改編により、製品安全 4 法に基づく検査機関や JIS マーク制度における認証機関の登録のための審査は、ISO/IEC 17011 にしたがって ISO/IEC 17065 の認定を行う IAJapan の中で行われなくなったという理解でよいのか。

関係者：ご指摘のあった法令に基づく検査機関・認証機関の登録のための調査業務を IAJapan が行わなくなったという認識はそのとおりである。しかし、当該法令に基づく調査を行う調査員が、ASNITE 製品認証機関認定プログラムの ISO/IEC 17065 認定審査員資格も有しているという事実は、今回の組織改編の前後で変わらない。し

たがって、当該調査員は、ISO/IEC 17011 に基づき ASNITE 製品認証機関認定プログラムの ISO/IEC 17065 認定審査員として力量評価及び資格付与を受けていることから、当該調査員としての実質的な力量も、結果的に ISO/IEC 17011 のプロセスに準じた力量を備えていると言って差し支えないと考えている。

関係者：製品安全 4 法では登録検査機関の登録の基準として明確に国際規格（ISO/IEC 17065）を引用しているので、法制度の仕組みとしては JCSS に近いのではないかとと思われる。これらの登録検査機関の登録プロセスの運用面については、制度を所管している製品安全課に確認いただきたい。

委員：今回の組織改編により、計量法に基づく MLAP の審査は IAJapan の中では行われなくなったため、本委員会でも MLAP を扱わなくなると理解したが、その場合 MLAP における公平性の視点はどのように対応していくのか。この点の外部へのアナウンスの仕方も含め、教えていただきたい。

関係者：[昨年 12 月 1 日付けの計量行政室の通達](#)において、MLAP の認定又は認定の更新に係る審査は ISO/IEC 17011 に準じたプロセスに従って行うことが求められている。一方、ご指摘のあった対外的なアナウンスについては、MLAP 担当者等と相談し検討する。

議題 3. 公平性に対するリスクへの取組結果〔資料 4-8〕

まず、資料 4 から資料 6 に基づき、事務局から組織改編による公平性に対するリスクの整理とそれらへの対応方針について説明があった。

委員からの主な質疑等は次のとおり。

委員長：認定の決定のプロセスは IAJapan 内で閉じており、認定統括官が全責任を持つという理解でよいのか。

事務局：そのとおり。

委員長：化学物質管理センターの化審法に基づく評価は、適合性評価サービスの対象としなかったのか。

事務局：適合性評価サービスの要件にはあたらないという判断のもと記載しなかった。

関係者：化学物質管理センターで行っている化審法 GLP 制度は、適合性評価活動ではなく認定活動に近い制度である。したがって、今回の ISO/IEC 17011 4.4.12 における「適合性評価活動を行う機関」にはあたらないと判断している。

次に、資料 7 から資料 8 に基づいて、事務局から公平性に対するリスクへの取組結果について説明があった。なお、資料 8 No. 17 及び過去に委員会で審議した No. 14 の誤アップロード等による情報漏洩インシデントについては、2 年前の本委員会での指摘をもとに内部で検討した結果、公平性に対するリスクとして処理することは適当ではないと判断し、今後は同様の案件を公平性に対するリスクとして取り扱わないこととしたい旨の説明が事務局からあり、特段の反対はなく了承された。情報漏洩インシデントについては、不適合業務としての処理プロセス、また NITE でもインシデントとして対処する等、別の枠組みにより対応がなされる。

委員からの主な質問等は次のとおり。

委員：資料 7 の No. 18 に「着任 2 年は（中略）従事させない」とあるが 2 年という期間設定の根拠は何かあるのか。

委員：ISO CASC0 の場でもよく議論になるところである。最近は技術革新が早いので

で、現場感覚からは2年という期間は長いのではと感じられる。この数字が出てきた経緯としては、過去に ISO/IEC 17021 の策定中に国ごとにアンケートをとった結果、2年という期間が通例とされたことが関係している。その後、ISO/IEC 17065 の策定の際には、特定の期間は規定せずにあくまで「認証機関が定める期間」としたものの、期間を記載するように主張する関係者もあり、「2年とすることが多い」という注書きが設けられた。

委員：資料7のいくつかのリスクについて、対処として「報告」を組み込んでいるが、実運用上、報告者の保護が十分でないため、結果として「報告したいが保護に不安があるため報告をしない・ためらう」ことが民間ではよく懸念されることがある。通報・報告のシステムにはそうした欠点があることを認識した上で運用してほしい。

関係者：通報・報告時点では既にインシデントが起きており、通報・報告はインシデントを早期発見するための手段の1つ。NITE 内の別の仕組みでは、2回実施する面談を別の部署の人員が担当することで、報告出来る機会を増やすとともに、報告しやすくしている。似た仕組みを使うことは出来ると思う。

委員：資料7の No. 18, No. 20, No. 21 において過去に携わったコンサルティング対象を自己申告させるということだが、申告漏れは故意・偶然にかかわらず起こり得る。自己申告以外にも、情報を収集する仕組みを検討してもよいのでは。

事務局：情報収集することは可能かもしれないが、その情報を元に実際の利害関係（本人と対象の実際の関与状況）を判断するのは難しい場合が多いと考えられる。参考情報としての活用はできると思われる。

関係者：個人の記憶には限度があるので、今回の組織改編前に議論を行い、適合性評価戦略課及び経営企画部イノベーション支援課については、コンサルティングを実施した時点で相手の組織名を記録していくこととした。一方で、実際のコンサルティングの内容をどこまで詳細に書けるかは課題。

委員長：記録の仕組みは内部の人員に対しては有用。外部からの人員の場合は、職歴等で判断するということか。

関係者：選考採用などで外部からの人員を採用する必要がある場合は、ご指摘のとおり職歴等をもとに確認していく。

委員：資料8 No. 16 において利害関係による変更の申し出があったとあるが、この申し出は事業者、技術審査員のどちらからのものか。

事務局：事業者からの申し出だった。

委員：申し出の対象となった技術審査員本人には利害関係者であるという自覚がなかったのか。

事務局：本件は過去に共同作業を実施した関係性ということで、事業者側は馴れ合いという意味で利害関係ありと認識したようだが、技術審査員本人は利害相反を念頭に置いて判断していたため ISO/IEC 17011 上の利害関係という認識はしなかったようだった。

委員長：共同作業がどういうものかにもよると思われるが、今一度、利害関係の考え方について整理等を検討してもよいかもしれない。

議題4. 認定スキームの開発等について〔資料9〕

資料9に基づき、事務局から認定スキームの開発等について報告が行われた。

委員からの主な質疑等は次のとおり。

委員長：新たに立ち上げたスキームは法律に基づくものと、民間のニーズに基づくものと両方あるが、公平性の観点で配慮すべき点など、両者の取組みに違いは何かあるか。

事務局：NITE は国の機関であるため、法律に関連するもの、政策に基づくものは極力スキームの立上げ支援をしていきたいと考えている。民間の認定スキーム立上げについては、特定の事業者だけのメリットだけでなく、広く産業界にメリットがあるのかを事前に調査し、認証機関が 1 機関しか見込めない場合であっても、国民生活に対し安全・安心の向上の点で寄与する等であれば支援を行う。多くの適合性評価機関が申請してくることが見込まれるスキームであれば、上述の基準にも照らし、他の民間に近い認定機関を紹介することもある。公平性の確保とは少し違う観点ではあるが、そのように判断している。

委員：PFOS、PFOA のスキームの出発点はどこなのか。

事務局：PFOS、PFOA はスキームの新設ではなく、ASNITE-R の区分として拡充したものの。

議題 5. IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標 [資料 1 0]

資料 1 0 に基づき、認定統括官から 2026 年度の IAJapan 認定活動方針及び認定活動目標の説明が行われた。

本報告について、委員から特段の意見はなかった。

議題 6. マネジメントシステムの運用状況及び改善の取組の概要 [資料 1 1]

資料 1 1 に基づき、事務局からマネジメントシステムの運用状況及び改善の取組について報告が行われた。

委員からの主な質疑等は次のとおり。

委員長：内部監査で指摘された不適合②について、案件ごとの管理等はしていたと思うが、それでもこのように放置されてしまったのは何故か。

事務局：3 か月おきに事業者に連絡をしていたが、その都度、事業者からは提出する旨で回答があるものの、実際は提出されてこないことを繰り返している内に半年以上が過ぎていた。そのため完全な放置をしていたわけではないが、何度かやりとりをして、それでも提出されない場合は、事業者の対応を待たず、次のプロセスに移る等の措置をするべきだったと考えている。

委員：誤記、掲載ミスに類する不適合が 5 件程度あるが、手打ちによる転記をしているのか。システムで自動的に情報が流れ込む形にはなっていないのか。

事務局：審査の途中で提出された変更願への対応や、特殊フォントでないと変換されない単位が存在することなどもあり、手打ちによる転記を行っている。作成した登録証等は事業者にも確認してもらっているが、すり抜けが発生してしまっている。

委員：内部監査よりも通常業務で不適合が多く見つかっているのは経験則として不思議に感じる。内部監査前の確認をしているなど、何か要因があっそうなっているのか。

事務局：考えられる特別な要因に心当たりはない。通常業務の中で発見された不適合は、担当者から自主的に報告があがってきている。中には事業者からの誤記の指摘のような苦情による発覚も含まれている。

委員長：通常業務で内部監査よりも多く不適合が見つかっているというのは、日々の業務の中で適切に自己点検ができていることの証左とも考えられる。

議題 7. その他

追加の議題はなく、全体をとおして委員からその他意見がないか確認した。

委員からの主な質疑等は次のとおり。

委員：資料 6 p.2 について、審査員の人的リソースはファイアウォールのない IAJapan 外の範囲の活用もあるが、認定の決定にかかわるプロセスは IAJapan 内の人員のみが関与するという理解でよいのか。

事務局：そのとおり。

<事務局からの案内>

事務局：本日の委員会資料について、もし後から気付いた点などがある場合は、9月11日(金)までに事務局宛にご意見をお寄せいただきたい。議事要旨は、それらのご意見も踏まえて取り纏め、後日委員の皆様へ送付するので確認をお願いしたい。次回(第10回)委員会については、来年度8月後半から9月上旬の開催を予定している。

以上